ハ　当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ　当該候補者が過去５年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役（社外役員に限る。ホにおいて同じ。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）

ホ　当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由

ヘ　当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

ⅰ　過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ⅱ及びⅳにおいて同じ。）であったことがあること。

ⅱ　当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去５年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

ⅲ　当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去２年間に受けていたこと。

ⅳ　当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。

ⅴ　過去２年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。

ト　当該候補者が現に当該相互会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数

チ　上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

⑷　会計監査人の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　候補者が公認会計士である場合　その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ　候補者が監査法人である場合　その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

②　就任の承諾を得ていないときは、その旨

③　監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

④　保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第５項において準用する同条第１項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑤　候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

⑥　当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

⑦　当該候補者が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該相互会社が総代会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

⑧　当該候補者が当該相互会社、その実質子会社又は関連会社から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第２条第１項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去２年間に受けていたときは、その内容

２　役員の解任等に関する議案

⑴　取締役の解任に関する議案

次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

①　取締役の氏名

②　解任の理由

③　相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の２第４項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑴の２　監査等委員である取締役の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　監査等委員である取締役の氏名

②　解任の理由

③　保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の２第１項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑵　会計参与の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　会計参与の氏名又は名称

②　解任の理由

③　保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第１項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑶　監査役の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　監査役の氏名

②　解任の理由

③　保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第４項において準用する同条第１項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑷　会計監査人の解任又は不再任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　会計監査人の氏名又は名称

②　監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が議案の内容を決定した理由

③　保険業法第53条の11において準用する会社法第345条第５項において準用する同条第１項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要